

第2部 陸上交通の安全

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通事故のすう勢とその抑止

わが国の自動車保有台数は、昭和35年には約330万台であったが、昭和40年には約790万台、さらに昭和45年には約1,860万台に達し、5年ごとに2倍半に近い増加と著しい増勢を続けてきている。

このような自動車保有台数の増大とその社会的普及に伴って、現在では自動車は一方で国内における輸送機関としての比重を高めているばかりでなく、他方ではいわば市民の足としてその日常生活に対する密着の度合いをますます増大させている。

ところで、この自動車時代の到来ともいべき事態は、その出現があまりに急であったために、道路投資その他交通に関する各般の施策や国民の即応態勢との間に不均衡を生じ、その結果として多くの社会的ひずみが現われており、その最も重大なものが交通事故の増大である。

交通事故による死者は、昭和35年には約12,000人であったが、その後年とともに増加し、昭和45年においては約16,800人となった。そしてこれらの死者のほぼ3分の1が歩行者によって占められている。

同様に昭和35年に約29万人であった交通事故負傷者も昭和40年には約43万人、さらに昭和45年には約98万人となった。このような交通事故のすう勢について将来を予測することは、その発生に影響する多くの要因との複雑な関連を考慮しなければなら

ないので、きわめて困難である。

しかしながら、これまでの全国統計からみると、交通事故の死傷者数の推移と自動車保有台数のそれとが高い相関を示しているのでこのような事実に着目し、今後当分の間両者の関係が変わらないという仮定のもとに、将来における交通事故の発生状況を予測すれば自動車保有台数の増加傾向からみて、昭和50年においては、交通事故による死者は約2万人、このうち歩行中の死者が約8千人となり、また負傷者は約170万人に達するという憂慮すべき事態になることが予想される。

このような事態になることを防止するため、交通安全施設の一層の整備をはじめ、各種の効果的な交通安全対策を総合的かつ強力に実施することにより、極力交通事故の増加傾向の抑止に努めるものとする。とくに道路交通において弱い立場にある歩行者については可能な限りの施策を優先的に講じ、死亡事故の半減を目指として極力事故発生の減少を図る。

第2節 講じようとする施策

1 道路交通環境の整備

(1) 交通安全施設等の整備

ア 交通安全施設等整備事業の推進

交通事故が多発している道路その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画のもとに道路交通安全施設等を次の方針により整備することとし、このため昭和46年度を初年度とする交通安全施設等整備事業に関する五箇年計画を作成する。

(イ) 道路の幅員、交通量等を勘案して、交通事故が発生する危